

岐阜県公報

目次

訓令 甲

○岐阜県建設工事入札参加資格委員会規定の一部を改正する
訓令

(建設政策課)

ページ

一

号外 (㊦) 平成二十二年 四月 一日

訓令 甲

岐阜県訓令第十九号

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程

昭和五十二年 岐阜県訓令第十六号
岐阜県企業訓令管第八十三号

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「県土整備部技術検査課」を「県土整備部建設政策課」に改め、同条第二項及び第五項中「県土整備部技術検査課入札制度企画監」を「県土整備部建設政策課入札制度・建設業企画監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

庁中一般
各現地機関

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 県 庁
岐阜市藪田南二丁目一番一
号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター